



【国税庁からのお知らせ】

住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書の誤りについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年分の確定申告において国税庁より下記の連絡がありましたのでご案内申し上げます。計算結果をご確認いただき申告していただきますようお願いいたします。

敬具

記

【国税庁からの周知内容】

令和 4 年分の確定申告から、「住宅耐震改修特別控除」又は「住宅特定改修特別税額控除」の対象となる工事をし、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に居住した方を対象に、計算明細書中の「7 その他の工事等に係る事項」で計算される控除が新設されました。

工事をした住宅が共有である場合、新設された控除は、本来、「住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額」等を共有持分で按分して控除額を計算しますが、訂正前の様式に従うと、当該金額を共有持分で按分せずに控除額の計算を行うこととなり、結果として、過大に控除額が計算されるようになっておりました。

【対処法について】

「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の「7 その他の工事等に係る事項」に該当する金額があり、かつ、改修工事をした住宅が**共有である場合**、計算明細書の説明内容によらず、「54」「55」は申告者の共有持分割合を乗じた後の金額を入力して頂きますようお願いいたします。

住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	
(41+44+47)	48
48と(48×7)のいずれか少ない方の金額	49
49と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	50
(50×10%)	51
7 その他の工事等に係る事項	
▽ I、IIの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるI、IIの改修工事がある場合	
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額	52
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額のうち工事限度額を超える部分の額	53
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	54
54に関し交付を受ける補助金等の合計額	55
(54-55)	56
52と53及び56の合計額のいずれか少ない方の金額	57
1,000万円から住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額(工事限度額を超える場合は、その工事限度額)を控除した額	58
57と58のいずれか少ない方の金額	59
(59×5%)	60
8 住宅特定改修特別税額控除額	
住宅特定改修特別税額控除額 (16+22+28+38+51+60)	61

※所得税申告書を書面提出する場合、そのままの様式で提出しても問題ありません。

記載要領については e-Tax ホームページのお知らせをご確認ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_20230301.htm

(e-Tax ソフトにおける入力要領)

以上